

# 市・県民税の申告

# 地区別に各会場で行います

2/13(金) ▶ 3/16(月)

市・県民税の申告時期となりましたが、申告のご用意はお済みですか。申告書の提出は、2月13日(金)から3月16日(月)までの間で、地区別に申告日が指定されています。締切日近くになると大変混雑しますので、指定日以外に申告される方は、お早めに申告してください。

## 申告しなければならぬ方

- ① 所得の有無にかかわらず、平成21年1月1日現在、秩父市に住所のある方
- ② 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

## 次に該当する方は申告する必要はありません

- ① 給与所得者で、給与支払者(勤務先)から給与支払報告書の提出がされている方(給与所得以外に所得のある方は、申告しなければなりません。)
- ② 税務署に所得税の確定申告をする方

## 申告していただく所得

平成20年中(平成20年1月1日～12月31日まで)の所得です。

## 申告の際に持参していただくもの

- ① 印鑑(朱肉を使用するもの)
- ② 案内はがき
- ③ 所得計算に必要な資料
  - ・ 売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等
  - ・ 給与収入・年金収入のある方は、源泉徴収票
  - ・ 不動産所得のある方は、平成20年度固定資産税課税明細書の写し(該当箇所)
- ④ 医療費控除を受ける方は、支払った医療費の領収書など
  - ※ 高額療養費など、医療費を補てんする保険金等を受けた場合は、その金額が分かるものも持参してください。
- ⑤ 社会保険料控除を受ける方は、その領収書(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)
- ⑥ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料控除を受ける方は、領収書または支払証明書等
  - ※ 平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)については、従前の損害保険料控除が適用されます。
- ⑦ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が確認できるもの(源泉徴収票等)
- ⑧ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳または福祉事務所長の証明書

### 社会保険料控除対象者

社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者
	口座振替または現金納付	口座名義人または保険税を支払った方
介護保険料	年金からの天引き	年金受給者
	口座振替または現金納付	口座名義人または保険料を支払った方
後期高齢者医療保険料	年金からの天引き	年金受給者
	口座振替または現金納付	口座名義人または保険料を支払った方

※地区別の申告日程および日曜日の申告日程については、今月号の4・5ページをご覧ください。

課税課市民税担当

☎ 22-2211

内線 1271・1272

吉田・大滝・荒川総合支所税務担当

☎ 77-1113

☎ 55-0101

☎ 54-2115

# 秩父税務署からのご案内

## 所得税、消費税および地方消費税の申告は自分で書いてお早めに!

平成20年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、**2月16日(月)から3月16日(月)まで**、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、**3月31日(火)**が申告・納付の期限となっています。

閉庁日(土・日・祝日等)は税務署での相談・受付は行っていませんが、申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

なお、期限間近になると、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

### 申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書を作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。また、「確定申告書等作成コー

ナー」でe-Tax用の申告データを作成し、簡単な操作で自宅から電子申告(e-Tax)することもできます。詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください。

### 納付期限と振替納税の利用について

**所得税の納期限** 3月16日(月)  
**個人事業者の消費税および地方消費税の納期限** 3月31日(火)

忘れずに、お近くの金融機関または税務署窓口で納付をお願いします。

### 所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、「振替納税」が便利!

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」をそれぞれ別の申告期限までに提出いただくだけで、指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行なえ、金融機関等に出向く必要も

なく、うっかり納期限を忘れることもない、大変便利で確実な納付方法です。

### 振替納税利用者の振替納付日

**所得税** 4月22日(水)  
**個人事業者の消費税および地方消費税** 4月27日(月)

※振替納付日に指定口座の残高が不足していると、振替納付ができませんのでご注意ください。

※預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

秩父税務署(自動音声案内)  
☎22-4433

### 軽自動車や原付自転車を廃棄・譲渡した方 または 3月末までに廃棄・譲渡の予定の方 3月末までに手続きを!



軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

廃棄、譲渡、転出をした場合には、3月末までに廃車や名義変更等の手続きをしてください。手続きがない場合は、その年度の軽自動車税は旧所有者等に課税することになります。また、所有者が死亡したときは、必ず名義変更等をするようお願いいたします。

詳細については、下記窓口にお問い合わせください。

車種	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下) ミニカー、小型特殊自動車	市役所課税課 吉田・大滝・荒川総合支所総務課
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎048-574-1662

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車の手続きをしてください。

※車種により、取扱窓口が異なります。

※軽自動車は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

問 課税課諸税担当 ☎22-2211 内線1277



市報ちちぶは、町会の皆様のご協力で配られています。

③ なお、市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所、各公民館、吉田生涯学習センター、文化体育センターでも配布しています。